

「水どろぼう」を容認する議会か??

3月17日、不正取水への厳正な対処を求める決議案が賛成少数で**否決!!**

池田、藤堂、中田、大町、西澤、各議員のみの賛成

(宮本議員は議長のため採決に加われないが言動から賛成と見られる)。

反対した議員：北川豊・北川孫・大野・奥山・田中・川副・河上議員

上水道水の不正取水への厳正な対処と未然防止策の 速やかな実行を求める決議(案)

甲良町の上水道事業は犬上川の豊かな水源に恵まれ、深井戸による水源のため、安全でおいしい水を提供してきた。言うまでもなく人々の命をつなぐ貴重な町民共有の財産である。町上水道事業の開始以来、関係者の努力に支えられて経営を続け、自然流下方式の工事も完了したところである。

しかるに、町民の支えなくしては事業の存続・発展はありえないものである。

ところが、町水道の有収率(送水量に対する使用水量の合計割合)の異常な低さから漏水と共に不正取水(いわゆる盗水)の疑いがかかり以前から指摘されていた。町当局のこの問題に対するあいまいな姿勢が問題となっていた。

今回、住民から提起された監査請求に対し、昨年11月、明快な監査結果が出された。その主な内容は、正規の水道料金相当額の賦課・徴収、不正行為に対する過料の徴収、重大な犯罪であり、損害賠償や窃盗罪などの告訴をすべき、条例に基づく不正の摘発と未然防止を講ずべき、として、3月末までに策を講じるよう勧告した。

また、バイパス管設置など不正工事を行う業者の介在も厳しく監視しなければならない。「勧告」を誠実に実行し、公平・公正な水道事業の信頼を回復することは全町民の切実で当然の願いである。

よって、水道事業管理者である甲良町長に11月22日付けの監査結果の勧告に従い、3項目の速やかなる実行と公平・公正な水道事業の信頼回復の諸施策を求めるものである。

以上決議する。

平成17年3月17日

甲良町議会

くさいものにフタ

宅地分譲事業の不法占有など解明のための調査委員会を設置し、議会の検査権を
発動することにも妨害。設置に賛成したのは、**中田、大町、西澤**、各議員のみ。

検査事務に関する決議（案）

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。
記

1、検査事項

甲良町土地取得造成事業特別会計で保有する町有地に関する事項

環境改善事業および小集落地区改良事業にかかわる宅地分譲事業に関する事
項

2、検査方法

関係書類、公図、登記簿謄本、売買契約書など検査事項にかかわる一切の書類

検査は地方自治法第110条及び甲良町議会委員会条例第5条の規定により委員6
人で構成する「甲良町宅地分譲事業にかかわる残地等調査特別委員会」を設置し、こ
れに付託して行う。

3、検査権限

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法98条第1項の権限を「甲良
町宅地分譲事業にかかわる残地等調査特別委員会」に委任する。

4、検査期限

甲良町宅地分譲事業にかかわる残地等調査特別委員会の検査期限は1に掲げる検査
が終了するまで。

以上

検査決議の提案理由

- 1、平成14年度および15年度決算審査意見書で指摘されている「甲良町土地取得造成事業特別会計」保有の事業残地、登記、処分等の事実経過、その後の処理が依然として不透明。現に平成元年から「払下予定」となっており占有状態が続きながら、現在に至るも代金、固定資産税すら入金されていないケースが発覚。具体的な説明がどうしても必要。
- 2、「不法占有」が長期間続いており、逆に土地代金、登録税などが納入されているにもかかわらず、権利者への所有権移転登記が完了していないケースが具体的に発覚している。事務処理が正確かつ適切になされていたのか疑い得る合理的理由があきらかになった。
- 3、町の財産を適正に管理し、町民の財産権を擁護する立場からも、原因や経過の検査が必要。
- 4、調査委員会の設置は議会の検査権に基づくものもので、犯罪捜査を前提としたものではない。「議員必携」280ページでは「もともと検査の目的は町村の事務処理の適正を図ることにあるのであるから、議会が今後行う予算・条例などの審議や調査活動そして監視活動に反映させるべきものである」と述べています。同和対策事業の混乱状態の真の原因と対策を、現在の時点に立って説明し、同和対策事業の終了にふさわしい方針を示す重要なきっかけなるものと確信する。

【田中議員の質問に答えて】

当局はどう判断しているか：議会が町民の財産である分譲地の異常状態を検査することが重要

同和対策特別委員会が行えばよい：同委員会が出来なかったから、新たに決議を行い検査権を発動すること。同和対策事業の狭い枠ではない。当たり前の行政事務が出来ていないことに対する検査だ。

監査決議を先行してはどうか：監査決議はあくまで監査委員に委ねること。議会の監視活動と検査権を活かしてデタラメな行政事務の原因などを調べるのが大切。